

平成30年7月豪雨 被災された皆さまへの支援制度について 【第4版】

被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

皆さまの生活再建のために、主な支援制度を取りまとめましたので、ご活用ください。

※支援制度については、平成30年10月30日現在の情報です。内容の変更や追加等があり次第、更新いたします。

※「見舞金」の「5 災害義援金の配分」を変更しました。

※「衛生関係」の「10 災害により発生したごみの受け入れ」を変更しました。

※「手数料・使用料」の「12 医療費の一部負担金の免除」・「13 介護サービス利用料の免除」・「障害福祉サービス利用料の猶予および免除」を変更しました。

※「住宅・環境整備」の「32 住宅の応急修理制度」を変更しました。

※「住宅・環境整備」に「36 住宅取得助成事業」・「37 住宅リフォーム助成金」・「38 空き家再生助成金」を追加しました。

※「商工業関係」の「50 事業者災害見舞金の支給」を修正しました。

平成30年10月30日 現在

高 梁 市

平成30年7月豪雨で被災された皆さまへの支援制度（目次）

| No. | 種別 | 支援メニュー | | ※り災証明書 | 担当部署等 | ページ |
|-----|---------|--------|--------------------------|--------|----------------------|-----|
| 1 | 全般 | | 「復興対策課」の設置 | | 復興対策課 | 4 |
| 2 | 生活支援 | | り災・被災証明書の交付 | | 復興対策課 | 5 |
| 3 | | | 被災者生活再建支援金の支給 | ○ | 復興対策課 | 6 |
| 4 | 見舞金 | | 災害見舞金の支給 | ○ | 復興対策課 | 7 |
| 5 | | 変更 | 災害義援金の配分 | ○ | 復興対策課 | 8 |
| 6 | | | 災害弔慰金の支給 | ○ | 復興対策課 | 9 |
| 7 | | | 災害障害見舞金の支給 | ○ | 復興対策課 | 9 |
| 8 | 資金貸付 | | 災害援護資金の貸付 | ○ | 復興対策課 | 10 |
| 9 | | | 生活福祉資金制度による貸付 | ○ | 社会福祉協議会 | 11 |
| 10 | 衛生関係 | 変更 | 災害により発生したごみの受け入れ | △ | 高梁地域事務組合クリーンセンター・環境課 | 12 |
| 11 | | | 消毒薬の無料提供（家屋の消毒方法） | | 健康づくり課・各地域局 | 13 |
| 12 | 手数料・使用料 | 変更 | 医療費の一部負担金の免除 | △ | 医療連携課 | 14 |
| 13 | | 変更 | 介護サービス利用料の免除 | △ | 介護保険課 | 15 |
| 14 | | 変更 | 障害福祉サービス利用料の猶予および免除 | △ | 福祉課 | 16 |
| 15 | | | 住民票等証明書手数料の免除 | ○ | 市民課 | 17 |
| 16 | | | 戸籍謄抄本等交付手数料の免除 | ○ | 市民課 | 18 |
| 17 | | | 市税等に関する証明手数料の免除 | ○ | 税務課 | 18 |
| 18 | | | ケーブルテレビ利用料金（基本月額利用料金）の免除 | | 総務課 | 19 |
| 19 | | | 断水した地域の水道料金の減免 | | 上下水道課 | 19 |
| 20 | | | 水道料金・下水道使用料の減免 | ○ | 上下水道課 | 20 |
| 21 | 税金・保険料 | | 国民年金保険料免除・納付猶予（特例免除） | ○ | 市民課・高梁年金事務所 | 21 |
| 22 | | | 後期高齢者医療保険料の減免 | ○ | 医療連携課 | 21 |
| 23 | | | 市税（料）の納付期限等の延長 | ○ | 税務課 | 22 |
| 24 | | | 市税（料）の納税猶予 | ○ | 税務課 | 22 |
| 25 | | | 市県民税（個人）の減免 | ○ | 税務課 | 22 |
| 26 | | | 固定資産税および都市計画税の減免 | | 税務課 | 23 |
| 27 | | | 国民健康保険税の減免 | ○ | 税務課 | 23 |
| 28 | | | 介護保険料の減免 | ○ | 税務課 | 24 |
| 29 | | | 国県税の特別措置 | ○ | 高梁税務署 備中県民局税務部 | 24 |

| | | | | | | |
|----|---------|----|----------------------------------|---|--------------------------|----|
| 30 | | | 災害家屋の土砂等除去の扶助 | | 福祉課 | 25 |
| 31 | | | 一時的な市営住宅の提供 | ○ | まちづくり課 | 25 |
| 32 | | 変更 | 住宅の応急修理制度 | ○ | まちづくり課 | 26 |
| 33 | | | 民間賃貸住宅借上げ制度（みなし仮設住宅） | ○ | まちづくり課 | 26 |
| 34 | | | 被災家屋の撤去【公費】 | ○ | 復興対策課 | 27 |
| 35 | 住宅・環境整備 | | 被災家屋の撤去【自費】 | ○ | 復興対策課 | 28 |
| 36 | | 追加 | 住宅取得助成事業 | ○ | 住もうよ高梁推進課 | 29 |
| 37 | | 追加 | 住宅リフォーム助成金 | ○ | 住もうよ高梁推進課 | 30 |
| 38 | | 追加 | 空き家再生助成金 | ○ | 住もうよ高梁推進課 | 31 |
| 39 | | | おかやま水害住宅建築相談窓口 | | まちづくり課 | 31 |
| 40 | | | 生活道整備事業補助（災害復旧工事） | | 建設課 | 32 |
| 41 | | | 小規模建設工事助成（災害復旧工事） | | 建設課 | 32 |
| 42 | | | 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付（住宅資金） | | こども未来課 | 33 |
| 43 | | | 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付（償還期間の猶予） | ○ | こども未来課 | 33 |
| 44 | | | 児童扶養手当支給制限の解除 | | こども未来課 | 33 |
| 45 | こども・教育 | | 幼稚園・保育園・こども園の保育料の減免 | ○ | こども未来課 | 34 |
| 46 | | | 学童保育保護者負担金の減免 | ○ | こども未来課 | 35 |
| 47 | | | 学用品の給与 | ○ | 学校教育課 | 36 |
| 48 | | | 奨学金返還の猶予 | ○ | 教育総務課、医療連携課、介護保険課、こども未来課 | 36 |
| 49 | | | 事業者向け災証明書発行 | | 産業観光課 | 37 |
| 50 | | 修正 | 事業者災害見舞金の支給 | ○ | 産業観光課 | 37 |
| 51 | | | 岡山県中業企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金） | | 高梁商工会議所 備北商工会 | 38 |
| 52 | | | 被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者「持続化補助金」） | | 高梁商工会議所 備北商工会 | 39 |
| 53 | | | 高梁市中小企業等再建補助金 | | 産業観光課 | 39 |
| 54 | 商工業関係 | | セーフティネット保証4号の適用（災害関連） | | 産業観光課 | 40 |
| 55 | | | 岡山県危機対策資金 | | 岡山県経営支援課 | 41 |
| 56 | | | 災害復旧貸付 | | 日本政策金融公庫 | 42 |
| 57 | | | 平成30年7月豪雨災害対策 中小企業融資利子補給金交付事業 | | 産業観光課 | 43 |
| 58 | | | 雇用保険支給の特例 | | ハローワーク高梁 | 43 |
| 59 | | | 雇用調整助成金の特例 | | ハローワーク高梁 | 44 |
| 60 | | | 高梁市雇用安定助成金 | | 産業観光課 | 44 |

| | | | | | | |
|----|-------|-----------------|------------------------------|-------------|--------------------|----|
| 61 | | | 豪雨災害で被害を受けられた事業者に対する特別相談窓口 | | 産業観光課 | 45 |
| 62 | 農林業関係 | | 農林業関係者の「被災証明書」について | | 農林課 | 46 |
| 63 | | | 農地・農業用施設災害復旧工事 | | 農林課 | 47 |
| 64 | | | 林地災害復旧工事 | | 農林課 | 47 |
| 65 | | | 農林漁業セーフティネット資金 | ○ | 日本政策金融公庫・びほく農業協同組合 | 47 |
| 66 | | | 農林漁業施設資金（災害復旧施設） | ○ | 日本政策金融公庫・びほく農業協同組合 | 48 |
| 67 | | | 農業共済の補償 | | 高梁地域事務組合農業共済センター | 48 |
| 68 | その他 | | 災害時の健康管理について | | 健康づくり課 | 49 |
| 69 | | | こころの健康相談 | | 健康づくり課 | 49 |
| 70 | | | 災害で運転免許証をなくされたり破損された方の再交付手続き | ○ | 岡山県警察本部運転免許課・高梁警察署 | 50 |
| 71 | | | 運転免許証の有効期間の延長 | | 岡山県警察本部運転免許課・高梁警察署 | 50 |
| 72 | | | 各種法律関係相談窓口 | | 市民課 | 50 |
| 73 | | | 電気料金その他の特別措置 | | 中国電力 高梁セールスセンター | 51 |
| 74 | | | 自然災害を補償する損害保険について | | (一社)日本損害保険協会 | 51 |
| 75 | | | 被災ローン減免制度 | | 岡山弁護士会 | 51 |
| 76 | | NHK放送受信料の免除について | ○ | 日本放送協会(NHK) | 52 | |

※り災証明書欄

○…り災証明書が必要な支援制度です

△…り災証明書が必要になる場合がある支援制度です

空欄は、り災証明書が不要な支援制度です。

り災証明書の必要な制度と不要な制度がありますので、ご注意ください。

※「被災家庭の子どもの一時的預かり「子どもの居場所」設置」は8月26日をもって終了しました。

※「平成30年7月豪雨消費者トラブル110番」は9月12日をもって終了しました。

※「近隣市町の火葬場を利用された場合の火葬炉使用料について」は終了しました。

※「農業用機械および施設の修繕・再取得および施設の撤去について」は終了しました。

1 「復興対策課」の設置

豪雨災害の被災者支援業務、および今後の復旧・復興に関する調整業務を一元的に行い、被害に遭われた方の一日も早い生活再建とインフラ等の復旧整備を確実に進めるため、「復興対策課」を設置しました。

【設置場所】

本庁舎 1 階市民ホール

【係名と業務内容】

設置する係と業務内容は次のとおりです。

○ 被災者支援係

- ・り災証明および家屋等の調査に関すること。
- ・義援金品、災害弔慰金および災害見舞金に関すること。
- ・被災者の生活再建および被災者生活再建支援法に関すること。
- ・被災者の各種減免制度の受付および関係課との調整に関すること。
- ・新たな支援制度の構築および関係課との調整に関すること。
- ・各種被害に係る相談に関すること。
- ・課の庶務に関すること。

○ 復興まちづくり係

- ・復興計画の策定に関すること。
- ・豪雨災害による特殊災害(土石流、地すべり等)に係る被災地域および国県等との調整に関すること。
- ・復興対策本部の事務局に関すること。
- ・豪雨災害被害の全容把握および対策に係る記録に関すること。

【問い合わせ先】

高梁市復興対策課 0866-21-0246

2 り災・被災証明書の交付

災害時に公的支援等を受けるため、住家（アパートや借家を含む）の被害の程度を判定した「り災証明書」を交付します。また、住家以外（倉庫、車庫、車など）の被害については、「被災証明書」を交付します。申し込みの際、可能な限り被害状況のわかる写真の添付が必要です。

申請後、現場確認を経て、「り災・被災証明書」を交付します。

【必要な書類等】

- 申請者本人もしくは家族（3親等以内）以外の方が来られる場合は委任状
- 被害状況がわかる写真
- 来られる方の本人確認書類（免許証・保険証など）
- 印鑑

【申請受付窓口】

| | | |
|----------------|-----------------|-----------------|
| ○ 市役所 1 階市民ホール | 高梁市松原通 2043 | 電話 0866-21-0246 |
| ○ 有漢地域局 | 高梁市有漢町有漢 3387 | 電話 0866-57-3200 |
| ○ 成羽地域局 | 高梁市成羽町下原 1068-1 | 電話 0866-42-3211 |
| ○ 川上地域局 | 高梁市川上町地頭 1819-1 | 電話 0866-48-2200 |
| ○ 備中地域局 | 高梁市備中町布賀 29-2 | 電話 0866-45-2211 |
| ○ 津川地域市民センター | 高梁市津川町今津 1801-1 | 電話 0866-22-2169 |
| ○ 川面地域市民センター | 高梁市川面町 2212-1 | 電話 0866-26-0001 |
| ○ 巨瀬地域市民センター | 高梁市巨瀬町 4864-1 | 電話 0866-25-0001 |
| ○ 中井地域市民センター | 高梁市中井町西方 3158 | 電話 0866-28-2001 |
| ○ 玉川地域市民センター | 高梁市玉川町玉 1550 | 電話 0866-22-2901 |
| ○ 宇治地域市民センター | 高梁市宇治町宇治 1690 | 電話 0866-29-2001 |
| ○ 松原地域市民センター | 高梁市松原町春木 669-1 | 電話 0866-26-1001 |
| ○ 高倉地域市民センター | 高梁市高倉町田井 4532-2 | 電話 0866-26-0059 |
| ○ 落合地域市民センター | 高梁市落合町阿部 2303-2 | 電話 0866-22-2932 |

【証明書の発行】

証明書については、被害認定調査が終わり次第、順次交付する予定です。今回の豪雨災害により多数の家屋が被害を受けており、被害認定調査および交付まで時間を要しています。交付準備が整い次第、交付させていただきます。

【問い合わせ先】

高梁市復興対策課 0866-21-0246

3 被災者生活再建支援金の支給

災害により住居が全壊や大規模半壊など、生活基盤に著しい被害を受けた世帯を対象に、生活再建のための支援金を支給します。なお、支援金の使途は限定されません。

【対象となる方】

- ① 住居が「全壊」した世帯
- ② 住居が半壊、または住居の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯
- ③ 住居が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

【支給額】

支給額は、次の2つの支援金の合計額になります。

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が4分の3になります。)

- 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
 - ・全壊世帯、解体世帯：100万円
（上記の【対象となる方】のうち①・②に該当する場合）
 - ・大規模半壊世帯：50万円
（上記の【対象となる方】の③に該当する場合）
- 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
 - ・建設、購入 200万円
 - ・補修 100万円
 - ・賃借 50万円（公営住宅を除く）

※ 被災直後、一旦住宅を賃借し、その後自ら居住する住宅を建設、購入、または補修するなど、加算支援金の2つ以上に該当する場合は、高い方の加算支援金を基礎支援金に加えます。

【必要な書類】

| 申請に必要な書類は、被害の状況により異なります。 | | 全壊 | 全壊扱い | | 大規模半壊 |
|--------------------------|-----------|----|---------|-----------|-------|
| | | | 半壊により解体 | 敷地被害により解体 | |
| 基礎支援金 | り災証明書(原本) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 解体証明書 | | ○ | ○ | |
| | 滅失登記簿謄本 | | ○ | ○ | |
| | 敷地被害証明書類 | | | ○ | |
| | 住民票 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 預金通帳の写し | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 加算支援金 | 契約書の写し | ○ | ○ | ○ | ○ |

※基礎支援金は災害のあった日から13か月の間に、加算支援金は災害のあった日から37か月の間に申請してください。

【問い合わせ先】

高梁市復興対策課 0866-21-0246

見舞金

4 災害見舞金の支給

災害により被害を受けた市民に対して災害見舞金を支給します。

【対象となる方】

被害を受けた日に市内に居住していた世帯 ※対象世帯（り災・被災証明書発行済み世帯）には、順次、口座振込みの手続きをご案内しています。

【支給額】

| 被害の状況 | 母屋 | 付属建物 |
|--|------|------|
| 全壊または大規模半壊の場合 | 30万円 | 5万円 |
| 半壊の場合 | 15万円 | 3万円 |
| 半壊に達しない程度の破損、または床上に浸水、もしくは土砂または竹木が堆積した場合 | 9万円 | 2万円 |
| 土砂が家屋に流入するか崩土が家屋に接近した場合 | 6万円 | 1万円 |

※ 付属建物とは母屋に付属（隣接または同一敷地内）する建物とします。

※ 母屋および付属建物のどちらにも該当する場合は、高額の方を支給します。

※ 作業場・車庫等の床上とは土間からおおむね50cm以上をいいます。

※ 土砂流入等の基準はおおむね5m³以上とします。

【問い合わせ先】

高梁市復興対策課 0866-21-0246

5 災害義援金の配分 ※変更

市内に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨災害の発生以来、企業・団体をはじめ、市内外の多くの方から、被災された方々の支援を目的に義援金が寄せられており、次のとおり義援金を配分しています。

【対象世帯・配分額（10月19日時点）】

| 区分 | 対象世帯 | 2次配分までの合計額 | 3次配分額 | 3次配分を含めた合計額 |
|--------------|-----------------|------------|-----------|-------------|
| 人的被害 | 亡なられた方、または行方不明者 | 700,000 円 | 300,000 円 | 1,000,000 円 |
| | 重傷の方(1ヶ月以上入院) | 175,000 円 | 75,000 円 | 250,000 円 |
| 住家被害 【持家】 | 全壊 | 700,000 円 | 300,000 円 | 1,000,000 円 |
| | 大規模半壊 | 525,000 円 | 325,000 円 | 850,000 円 |
| | 半壊 | 525,000 円 | 225,000 円 | 750,000 円 |
| | 床上浸水(半壊に満たないもの) | 350,000 円 | 150,000 円 | 500,000 円 |
| | 一部破損(土砂被害によるもの) | 70,000 円 | 130,000 円 | 200,000 円 |
| | 床下浸水 | 15,000 円 | 15,000 円 | 30,000 円 |
| | 敷地等崩壊避難世帯(注) | — | 200,000 円 | 200,000 円 |
| 住家被害 【借家】 | 全壊 | 700,000 円 | — | 700,000 円 |
| | 大規模半壊 | 525,000 円 | — | 525,000 円 |
| | 半壊 | 525,000 円 | — | 525,000 円 |
| | 床上浸水(半壊に満たないもの) | 350,000 円 | — | 350,000 円 |
| | 一部破損(土砂被害によるもの) | 70,000 円 | — | 70,000 円 |
| | 床下浸水 | 15,000 円 | — | 15,000 円 |
| | 敷地等崩壊避難世帯(注) | — | 70,000 円 | 70,000 円 |

注) 敷地等崩壊避難世帯とは、住家が半壊又は床上浸水に至らない世帯のうち、敷地や裏山等の崩壊により居住が困難な状況が続き、3ヶ月以上避難している世帯とする。

【対象世帯・配分額（10月19日時点）】

| 区分 | 対象要件 | 配分額 |
|---------------|--|-------|
| 住家被害 【加算分】 | 被災者生活再建支援金（加算支援金・建設）の申請世帯のうち、市内で住宅の新築を行う世帯 | 100万円 |
| | 被災者生活再建支援金（加算支援金・購入）の申請世帯のうち、市内で住宅の取得し、購入金額が1,000万円を超える世帯 | 50万円 |
| | 被災者生活再建支援金（加算支援金・補修）の申請世帯のうち、補修費用が1,000万円を超える世帯 | 50万円 |
| | 「半壊」または「半壊にいたらない床上浸水（一部破損）」に該当する世帯のうち、住宅（母屋）の補修に要した経費が300万円を超える世帯 ※別途申請手続きが必要となります。 | 30万円 |

【問い合わせ先】 高梁市復興対策課 0866-21-0246

6 災害弔慰金の支給

災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金を支給します。

【対象となる方】

- (1) 災害により死亡した方の遺族が対象です。
- (2) 支給の範囲および順位は次のとおりです。

- ① 配偶者、② 子、③ 父母、④ 孫、⑤ 祖父母

※上記の遺族がいない場合には、兄弟姉妹の方に支給します。ただし、死亡した方の死亡当時に同居していたか、または生計を同じくしていた方に限ります。

【支給額】

災害弔慰金の支給額は次のとおりです。

- ① 死亡当時、災害弔慰金の受給者の生計を主に維持していた者が死亡した場合……500万円
- ② その他の者が死亡した場合……250万円

【問い合わせ先】

高梁市復興対策課 0866-21-0246

7 災害障害見舞金の支給

災害に起因する負傷、疾病により、精神または身体に著しい障害を受けた方に、災害障害見舞金を支給します。

【対象となる方】

災害により次のような重度の障害を受けた方です。

- ① 両眼を失明した人
- ② 咀嚼（そしゃく）および言語の機能を廃した人
- ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人
- ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人
- ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った人
- ⑥ 両上肢の用を全廃した人
- ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った人
- ⑧ 両下肢の用を全廃した人
- ⑨ 精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人

【支給額】

災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。

- ① 当該障害者が災害により負傷、または疾病等にかかった当時、その世帯の生計を主として維持していた場合：250万円
- ② その他の者が重度の障害を受けた場合：125万円

【問い合わせ先】 高梁市復興対策課 0866-21-0246

8 災害援護資金の貸付

被害を受けた世帯の世帯主に対して、その生活の立て直しに必要な資金の貸し付けを行います。

【貸付対象および限度額】

| 貸付け区分 | | 貸付限度額 |
|-----------------------|---------------------------------------|-------|
| (1) 世帯主に1か月以上の負傷がある場合 | ア 家財の被害金額がその価額のおおむね3分の1以上で、住居の損害がない場合 | 150万円 |
| | イ 家財の損害があり、住居の損害がない場合 | 250万円 |
| | ウ 住居が半壊した場合 | 270万円 |
| | エ 住居が全壊した場合 | 350万円 |
| (2) 世帯主に1か月以上の負傷がない場合 | ア 家財の損害があり、住居の損害がない場合 | 150万円 |
| | イ 住居が半壊した場合 | 170万円 |
| | ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) | 250万円 |
| | エ 住居の全体が滅失、または流失した場合 | 350万円 |

【貸付条件】

- 貸付利率……年3% (据置期間中は無利子)
- 据置期間……3年以内 (特別の場合5年)
- 償還期間……10年以内

【申請手続】

り災証明書(原本)の提出が必要です。詳しくは復興対策課へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

高梁市復興対策課 0866-21-0246

9 生活福祉資金制度による貸付

金融機関等からの借入れが困難な低所得世帯、障害者や高齢者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るため、必要な資金を貸し付けるものです。

緊急小口資金については、貸付対象が今回の豪雨で被災された世帯に拡大されました。詳しくは高梁市社会福祉協議会へお問い合わせください。

【貸付の種類】

生活福祉資金には、次のような貸付があります。

- ① 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）
- ② 災害を受けたことにより臨時に必要な費用（福祉費（災害援護費））

【内容】

① 緊急小口資金 特例貸付

- 対 象 者……被災された方で、県内に住所を有し、当座の生活費を必要とされる世帯（※低所得者世帯に限りません。）
- 貸付限度額……10万円以内（特別な場合は20万円以内）
- 貸付利率……無利子
- 据置期間……貸付けの日から 1年以内
- 償還期間……据置期間経過後 2年以内

② 災害援護費

- 対 象 者……低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯
※「災害弔慰金の支給等に関する法律」の災害援護資金（9ページの対象となる世帯は適用除外となります。）
- 貸付限度額……150万円以内
- 貸付利率……連帯保証人あり：無利子
連帯保証人なし：年1.5%
- 据置期間……貸付けの日から6月以内
- 償還期間……据置期間経過後7年以内

【申請手続】

詳しくは高梁市社会福祉協議会へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

高梁市社会福祉協議会 0866-22-7243

10 災害により発生したごみの受け入れ **※変更**

豪雨災害により発生したごみの受け入れを行っています。

※受け入れ先の入り口において、り災証明書の写しの提示を求めます。

【受け入れ先】

ききょう緑地グラウンド（高梁市落合町近似 93-1）

【受入れ時間】

月曜日から**金曜日**までの午前9時～正午／午後1時～4時30分

※土・日曜日のごみの受け入れは行いません。

【受入れ可能なごみ】

- 可燃ごみ（布団類は分別）
- 畳
- 布団類（布団、毛布、座布団、カーペットなど）
- 不燃ごみ
- 廃家電（家電4品目：テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）
- コンクリートがら
- 木くず（柱・流木など）
- 土砂（土のうも可）
- 廃タイヤ

※ごみは分別して持ち込んでください。

※ドラム缶等の産業廃棄物については固くお断りしています。

【その他】

- ・ごみ収集は通常どおり行っていますので、通常のごみ・生ごみなどについては、ごみステーションに出してください。
- ・豪雨によりクリーンセンターが被災したため、自己搬入による可燃ごみの受入れを行っておりません。自己搬入される場合は、ききょう緑地グラウンドへ搬入してください。また、缶やペットボトル、ダンボールなどの資源ごみは、従来どおりリサイクルプラザへ搬入してください。

【問い合わせ先】

高梁地域事務組合クリーンセンター0866-22-4651

高梁市環境課 0866-21-0259

11 消毒薬の無料提供（家屋等の消毒方法）

豪雨により、被災された家屋等を所有されている方々に、市では消毒薬、消石灰の配布を行っています。今回は被害のあった区域も広範囲にわたり、対象となった関係者も多いため、作業は皆様をお願いしております。

消毒用資材の使用方法でご不明な点がございましたら、遠慮なくお申し出ください。

【浸水した家屋等の消毒方法】

感染症予防のためには、清掃と乾燥が最も重要です。

【配布している資材】 塩化ベンザルコニウム液（屋内用） 消石灰（屋外用）

【対象となる方】 今回の豪雨により、床上、床下浸水した家屋等を所有されている方

【注意事項】

①塩化ベンザルコニウム液

○消毒の対象：水に浸かった家屋の壁、床および家具など

○使用方法：配布する消毒液は、10%塩化ベンザルコニウム液です。必ず、100倍に薄めて0.1%にして使用してください

○消毒方法

- ・汚水等で汚染された部分を十分水洗いし、乾燥した後消毒を行ってください。
- ・薄めた液に浸した布でよく拭いてください。拭いた後は、十分自然乾燥させてください。
- ・霧吹きや噴霧器を使う場合は、ぬれる程度に噴霧した後、風通しをよくして、乾燥させてください。

○その他

- ・受け取られた消毒用資材は使いきってください。
- ・ペットボトルで希釈される場合は、間違えて飲用しないように、ペットボトルに「消毒液」等と記載し誤飲を予防してください。
- ・希釈した消毒液は、手指（後片付けなどで、汚染された箇所や土に触れた手指）の消毒にも同じ濃度で使用できます。汚れを水で落とした後、ご使用ください。

②消石灰

- ・消石灰は、アルカリ性であり、肌や目に触れると炎症を起こします。特に、まいた消石灰が飛散して目に入ると、大変危険です。目に入った場合は、すぐに大量の水で流し、医療機関を受診しましょう。
- ・消石灰を使用する際は、保護メガネ、手袋、保護マスク等を着用の上使用してください。

【問い合わせ先】

- | | | | |
|------------|--------------|--------|--------------|
| ○高梁市健康づくり課 | 0866-21-0267 | ○有漢地域局 | 0866-57-3200 |
| ○成羽地域局 | 0866-42-3211 | ○川上地域局 | 0866-48-2200 |
| ○備中地域局 | 0866-45-2211 | | |

12 医療費の一部負担金の免除

※変更

今回の豪雨で被災された方が、医療機関などで診療を受ける際に、医療機関等の窓口で下記に該当する旨を申告することで、一部負担金の支払いが免除されます。

ただし、入院の食費居住費などはお支払いいただきます。

【対象となる方】

高梁市国民健康保険および岡山県後期高齢者医療保険加入者で①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡しまたは重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、または休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

※受診時は、り災証明書の提示は必要ありませんので、窓口において口頭で申告してください。(平成30年12月末まで)

※1月1日以降は市が発行する免除申請書を窓口に提示してください。証明書をお持ちでない方は、申請をお願いします。

※医療機関に申告いただいた内容について、後日、各保険担当者からり災証明書などの確認を行う場合があります。

※上記以外の保険の取扱いについては、各保険者にお問い合わせください。

【対象期間】

被災日～平成30年12月末診療分まで

【被保険者証の提示について】

被災された方につきましては、健康保険被保険者証なしでも医療機関等を受診することができます。

【問い合わせ先】

高梁市医療連携課 0866-21-0258

13 介護サービス利用料の免除 **※変更**

今回の豪雨で被災された方が、介護サービスを利用される際に、介護サービス事業所等の窓口で下記に該当する旨を申告することで、介護サービス利用料の支払いが免除されます。ただし、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただきます。

【対象となる方】

高梁市介護保険被保険者で①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡したまたは重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、または休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

※り災証明書の提示は必要ありませんので、窓口において口頭で申告してください。
(平成30年12月末まで)

※1月1日以降は市が発行する免除申請書を事業所に提示してください。証明書をお持ちでない方は、申請をお願いします。

※介護サービス事業所に申告いただいた内容について、後日、担当者からり災証明書などの確認を行う場合があります。

【対象期間】

平成30年7月～平成30年12月末まで

【被保険者証の提示について】

被災された方につきましては、介護保険被保険者証なしでも介護サービスを受けることができます。

【問い合わせ先】

高梁市介護保険課 0866-21-0299

14 障害福祉サービス利用料の猶予および免除

※変更

本市において障害福祉サービス等の支給決定を受けておられる方で、今回の豪雨で被災された方は、障害福祉サービス等の利用料の支払いが猶予および免除されます。

ただし、障害者支援施設等における食費・居住費はお支払いいただきます。

【対象となる方】

障害福祉サービスなどの支給決定を受けている人で①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、または休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

※り災証明書の提示は必要ありません。窓口において口頭で申告してください。

(平成30年12月末まで)

※利用事業所に申告いただいた内容について、後日、担当者からり災証明書などの確認を行う場合があります。

【対象期間】

平成30年7月～平成30年12月末まで

【問い合わせ先】

高梁市福祉課 0866-21-0284

15 住民票等証明書手数料の免除

平成30年7月豪雨により、被害を受けられた方は、住民票等証明書の手数料を免除します。

【免除できる証明書の種類】

- ① 住民票の写し等
- ② 戸籍附票の写し
- ③ 印鑑登録証明書
- ④ 印鑑登録再交付手数料
- ⑤ 身分に関する証明手数料
- ⑥ マイナンバー制度の通知カードの再交付申請
- ⑦ マイナンバー制度の個人番号カード再交付手数料
- ⑧ マイナンバー制度の個人番号カード電子証明書再交付手数料

【申請方法】

- ① 各種証明書交付請求書に必要事項と請求理由を記入していただきます。
- ② り災証明書を提示していただきます。
※り災証明書を提示できない場合は、「証明手数料免除申出書」を提出していただきます。
- ③ 複数枚の申請は、提出先や目的など理由を聞き取らせていただきます。

【問い合わせ先】

高梁市市民課 0866-21-0252

【一般旅券発給手数料（パスポート）】

パスポートに関する詳細は、岡山県ホームページ「平成30年7月豪雨により有効なパスポートを紛失、損傷した方の旅券手数料を一部減免します」を確認ください。

<http://www.pref.okayama.jp/page/567925.html>

【問い合わせ先】

岡山県国際課 086-256-1000

高梁市市民課 0866-21-0252

16 戸籍謄抄本等交付手数料の免除

平成30年7月豪雨災害で住家等が被災された方の戸籍謄抄本等交付手数料を免除します。

【免除できる証明書の種類】

- | | |
|----------------------|-------------|
| ① 戸籍謄抄本（戸籍全部・個人事項証明） | 1通につき450円免除 |
| ② 除籍謄抄本（除籍全部・個人事項証明） | 1通につき750円免除 |

【対象のとなる方】

り災証明書・被災証明書を持っている方で、被災家屋等撤去などの被災に伴う各種手続きに使用される方（※使用目的が被災に伴わない場合は対象外となります。）

【申請方法】

- ① 各種証明書交付請求書に必要事項と請求理由を記入していただきます。
- ② り災証明書または被災証明書を必ず提示してください。

【免除の期間】

平成30年9月18日～平成31年3月29日

【問い合わせ先】 高梁市市民課 0866-21-0252

17 市税等に関する証明書手数料の免除

平成30年7月豪雨により、被害を受けられた方は、市税等に関する諸証明の手数を免除します。

【免除できる証明書の種類】 市税等に関する証明手数料

(1) 1件につき300円

- | | | |
|-------------------|-------------------------|------------|
| ・納税証明書 | ・滞納なし証明書 | |
| ・市民税・県民税課税（所得）証明書 | ・市民税・県民税非課税（所得）証明書 | |
| ・固定資産評価証明書 | ・固定資産公課証明書 | ・固定資産資産証明書 |
| ・固定資産無資産証明書 | ・固定資産課税証明書 | ・償却評価証明 |
| ・償却資産課税台帳登録事項証明書 | ・家屋滅失証明書 | |
| ・切絵図写し証明 | ・切絵図写し | ・地籍集成図 |
| ・一筆図形 | ・名寄帳兼課税台帳の交付(土地/家屋台帳閲覧) | |

(2) 1件につき1,300円：住宅用家屋証明書

【申請方法】

- ① 各種証明書交付請求書に必要事項と請求理由を記入していただきます。
- ② り災証明書を提示していただきます。
※り災証明書を提示できない場合は、「証明手数料免除申出書」を提出していただきます。

【問い合わせ先】 高梁市税務課 0866-21-0215

18 ケーブルテレビ利用料金（基本月額利用料金）の免除

災害により被災された方に対し、ケーブルテレビ利用料金（基本月額利用料金）を免除します。

【対象となる方】

災害により半壊、半焼または床上浸水以上程度の被害を受けた建物、およびケーブルテレビ加入世帯

【内容】

ケーブルテレビ利用料金（基本月額利用料金）の全額を、申請のあった日から翌月以降2か月間免除します。

【必要な書類】

- ・ケーブルテレビ利用料金減免対象者認定（変更）申請書
※り災証明書は必要ありませんが、認定審査のため調査を行います。

【申請受付窓口】

市役所総務課、または各地域局、各地域市民センター窓口へ提出してください。

【問い合わせ先】

高梁市総務課 0866-21-0209

19 断水した地域の水道料金の減免

豪雨により断水した地域にお住まいの皆さまの水道料金を減免します。

【対象となる方】

津川町(辻巻を除く)、川面町、巨瀬町、玉川町玉、松原町、高倉町、落合町、松山(広瀬、河内谷)、中井町西方(入江地区)、宇治町(柴原地区)、備中町(黒鳥簡易水道区域、田原簡易水道区域)にお住まいの方

【減免の内容】

- 9月請求分（8月使用分）で基本料金の40%相当分を減免します。
※提出していただく書類はございません。

【問い合わせ先】

高梁市上下水道課 0866-21-0242

20 水道料金・下水道使用料の減免

被災された方の水道料金および下水道使用料が減免になる場合があります。

【対象となる方】

高梁市水道および簡易水道使用者、公共下水道および特定環境保全公共下水道使用者で「り災証明書」の発行を受けた方

【減免の内容】

8月請求分（7月使用分）、9月請求分（8月使用分）で前年同月分と比較して増加した水道料金を減免します。

【提出書類】

水道料金・下水道使用料減免申請書
り災証明書の写し

【問い合わせ先】

高梁市上下水道課 0866-21-0242（水道料金）
0866-21-0244（下水道使用料）

21 国民年金保険料免除・納付猶予(特例免除)

平成30年7月豪雨により被災された方について、本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になる場合があります。

【対象となる方】

住宅、家財、その他財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方

【特別減免に必要な書類】

- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ・被災状況届
- ・り災証明書（写し）

【対象期間】

平成30年6月分 ～ 平成32年6月分まで

【問い合わせ先】

高梁年金事務所国民年金課 0866-21-0570
高梁市市民課 0866-21-0252

22 後期高齢者医療保険料の減免

今回の豪雨災害により、次に該当する被害を受けられた方は後期高齢者医療保険料の減免対象となります。

【対象となる方】

居住する住宅が被害を受けた方で、り災証明書のり災程度が床上浸水以上、または半壊以上である方については全額免除されます。

また、次の①～④に該当する被害を受けられた方も保険料の減免対象となる場合がありますので、市役所医療連携課までお問い合わせください。

- ① 主たる生計維持者が死亡、または重篤な疾病を負った方
- ② 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ③ 主たる生計維持者の収入減少が見込まれる方
- ④ 主たる生計維持者以外の方（被保険者）で、その行方が不明である方

【対象となる保険料】

平成30年度分の保険料で、り災日から平成31年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収は年金給付の支払日）が設定されているもの

【問い合わせ先】

高梁市医療連携課 0866-21-0258

23 市税(料)の納付期限等の延長

平成30年7月豪雨で被害を受けられた方で、納期限までに市税(料)の納付ができない場合は、被災以後の申告・申請・納付期限の延長について、個別の相談に応じますので、詳しくは税務課までお問合せください。

【問い合わせ先】

高梁市税務課 0866-21-0215

24 市税(料)の納税猶予

平成30年7月豪雨で被害を受けられた方で、納期限等を延長しても、なお納付が困難な方について、個別の納税相談に応じますので、詳しくは税務課までお問合せください。

【対象になる税金】

市税および介護保険料（納期限を過ぎたものを含む）

【問い合わせ先】

高梁市税務課 0866-21-0215

25 市県民税(個人)の減免

平成30年7月豪雨で住家（家財）が被害を受けられた方は、被害の程度に応じて市県民税の減免を受けられる場合があります。詳しくは税務課までお問合せください。

※今後、国からの通知などで減免割合や条件が変わる可能性があります。

【対象になる税金】

被災以後に納期限が到来するもの

【提出書類】

- 市税減免申請書
- り災証明書 等

【問い合わせ先】

高梁市税務課 0866-21-0214

26 固定資産税・都市計画税の減免

平成30年7月豪雨で自己が所有する家屋等が被害を受けられた方は、被害の程度に応じて固定資産税・都市計画税の減免を受けられる場合があります。詳しくは税務課までお問合せください。

※今後、国からの通知などで減免割合や条件が変わる可能性があります。

【対象になる保険料】

被災以後に納期限が到来するもの

○家屋 ○土地 ○償却資産

【提出書類】

○固定資産税・都市計画税減免申請書

【問い合わせ先】

高梁市税務課 0866-21-0216

27 国民健康保険税の減免

平成30年7月豪雨で住家が被害を受けられた方は、被害の程度に応じて国民健康保険税の減免を受けられる場合があります。詳細についてはお問合せください。

※今後、国からの通知などで減免割合や条件が変わる可能性があります。

【対象になる保険料】

被災以後に納期限が到来するもの

【提出書類】

○国民健康保険税減免申請書

○り災証明書等

【問い合わせ先】

高梁市税務課 0866-21-0214

28 介護保険料の減免

平成30年7月豪雨で住家が被害を受けられた方は、被害の程度に応じて介護保険料の減免を受けられる場合があります。詳細についてはお問合せください。

※今後、国からの通知などで減免割合や条件が変わる可能性があります。

【対象になる保険料】

被災以後に納期限が到来するもの

【提出書類】

- 介護保険料減免申請書
- り災証明書等

【問い合わせ先】

高梁市税務課 0866-21-0214

29 国県税の特別措置

災害により被災された方について、国税【所得税、相続税、贈与税、源泉所得税、酒・たばこ・揮発油税】や県税【自動車税、自動車取得税、不動産取得税、個人事業税】を軽減したり、申告、申請、納付等の期限を延ばしたりする制度があります。

※詳しくは高梁税務署、または岡山県備中県民局税務部にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

国税については、高梁税務署 0866-22-2546
県税については、備中県民局税務部 086-434-7012

30 災害家屋の土砂等除去の扶助

今回の災害で、家屋に流入、または接近した土砂、および敷地の崩壊等により流出した土砂等を除去する費用を扶助します。

【扶助の対象】

次の要件のいずれかに該当する場合は対象となります。※本市の他の制度との重複はできません。

- (1) 住宅および住宅と同一敷地内にある建物で、日常生活に必要な建物に土砂等が流入し、または接近し、危険であると認められ、土砂等の除去必要量がおおむね5立方メートル以上であること。

※さらなる土砂等の流入のおそれがあると認められるものについては、土砂等の除去に応急復旧を含むことができます。

- (2) 敷地部分の崩壊により住宅および住宅と同一敷地内にある建物が、倒壊または損壊する恐れがあると認められ、土砂等の除去必要量がおおむね5立方メートル以上であること

※さらなる敷地崩壊の恐れがあると認められるものについては、土砂等の除去に応急復旧を含むことができます。

【扶助額】

平成30年7月豪雨災害による場合は、除去費用の50%以内で100万円が限度額となります。

※当該世帯の生計中心者が市民税非課税の場合は、除去費の90%以内で180万円が限度額となります。

【問い合わせ先】

高梁市福祉課 0866-21-0265

31 一時的な市営住宅の提供

平成30年7月豪雨により被災された方に、市営住宅の空き住宅を無料で一時的に提供します。詳しくはお問い合わせください。

【対象となる方】

高梁市に居住されている方で、平成30年7月豪雨により住宅の損壊が認められる方

【内容】

- ・家賃は無料ですが、光熱水費、駐車料、共益費についてはご負担いただきます。
- ・り災証明書が必要です。
- ・提供期間は、状況によって相談に応じます。

【問い合わせ先】

高梁市まちづくり課 0866-21-0237

32 住宅の応急修理制度 **※変更**

自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を、市が応急的に修理します。詳しくはお問い合わせください。

【対象となる方】

住宅が半壊し、自らの資金で応急修理ができない方または大規模半壊により補修を行わなければ居住することが困難な方

※民間賃貸住宅借上げ制度（みなし仮設住宅）との併用はできません。

【内容】

・応急修理は、市が指定事業者に依頼して実施します。

※全ての事業者を指定事業者として取り扱うこととしました。（平成30年10月29日）

・修理限度額は1世帯あたり58万4千円です。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。

【必要な書類】

●申込時に提出していただく書類

・応急修理申込書 ・り災証明書 ・申出書（半壊のみ）

●申込受理後に提出していただく書類等（申込者または施工業者）

・応急修理見積書
・修理前の写真

【問い合わせ先】

高梁市まちづくり課 0866-21-0237

33 民間賃貸住宅借上げ制度（みなし仮設住宅）

住宅が全壊等の被害を受け、自らの資金では住居が確保できない方に対し、岡山県が民間賃貸住宅を借り上げて無償で提供します。

申込窓口は、高梁市まちづくり課です。

詳細な条件等については、お問い合わせください。

【対象となる方】

今回の豪雨により住宅が全壊等の被害を受け、自らの資金では住居が確保できない方

※り災証明書が必要です。

※被災住宅の応急修理制度との併用はできません。

※すでに個人で契約して入居している場合でも、貸主の同意が得られる場合には、対象になる場合があります。（条件が緩和されました。）

【問い合わせ先】

高梁市まちづくり課 0866-21-0237

34 被災家屋等の撤去【公費】

平成30年7月豪雨により「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」となった家屋等について、市に申請すれば、市の費用で対象家屋等を撤去します。

【対象家屋等】

「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」の住家その他の建物

※「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」の住家その他の建物と同一敷地内にあって、一体的に撤去等が必要であると市が判断した場合は、次のものも対象になります。

- ① 住家その他の建物の基礎部分
- ② 個人が所有する事業用建築物およびその基礎部分
- ③ 「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」の住家その他の建物に付属する倉庫その他の構造物
- ④ 宅地内に堆積している土砂混じりがれき

※基礎部分は、地上部分の撤去と一体的に工事が行われた場合に限り対象になります。

※地下埋設物と擁壁、宅地内の舗装は対象外です。

※対象家屋は1棟全部を取り壊すものとし、その一部のみを取り壊すものは対象外です。

※家屋の内部残留物（家具、家電、建具、土砂等）は、家屋の所有者が危険のない範囲で片づけておいてください。

※事業所については、資本金、出資金および常時使用する従業員の数等で個別に判断します。

【対象費用】

対象家屋等に係る解体・撤去・処分費用

【公費撤去家屋等の申請時に必要なもの】

- ① 被災証明書・被災証明書の写し
- ② 家屋等に係る登記事項証明書（登記していない場合は評価証明書）
- ③ 家屋等の現況が分かる写真
- ④ 申請者の本人確認ができる書類（免許証等）
- ⑤ 印鑑・印鑑証明書

【申請受付期間】

平成30年9月5日（水）～平成31年3月29日（金）

【問い合わせ先・申請受付窓口】

高梁市復興対策課 0866-21-0246

35 被災家屋等の撤去【自費】

平成30年7月豪雨により「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」となった家屋等について、生活環境保全上の理由によりやむを得ず個人で撤去する場合、所有者が支払った費用のうち、市が定めた基準額を上限として償還払いします。

【対象家屋等】

「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」の住家その他の建物

※「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」の住家その他の建物と同一敷地内にあって、一体的に撤去等が必要であると市が判断した場合は、次のものも対象になります。

- ① 住家その他の建物の基礎部分
- ② 個人が所有する事業用建築物およびその基礎部分
- ③ 「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」の住家その他の建物に付属する倉庫その他の構造物
- ④ 宅地内に堆積している土砂混じりがれき

※基礎部分は、地上部分の撤去と一体的に工事が行われた場合に限り対象になります。

※地下埋設物と擁壁、宅地内の舗装は対象外です。

※対象家屋は1棟全部を取り壊すものとし、その一部のみを取り壊すものは対象外です。

※家屋の内部残留物（家具、家電、建具、土砂等）は、家屋の所有者が危険のない範囲で片づけておいてください。

※事業所については、資本金、出資金および常時使用する従業員の数等で個別に判断します。

【対象費用】 対象家屋等に係る解体・撤去・処分費用

※諸経費および市が定めた基準額を超えた部分は所有者負担（解体ゴミはききょう緑地へ搬入してください。）

【自費撤去家屋等の申請時に必要なもの】 ※詳細は解体前に窓口へおたずねください。

- ① 災証明書・被災証明書の写し
- ② 家屋等に係る登記事項証明書（登記していない場合は評価証明書）
- ③ 申請者の本人確認ができる書類（免許証等）
- ④ 印鑑・印鑑証明書
- ⑤ 業者による見積書
- ⑥ 契約書の写し
- ⑦ 領収書の写し
- ⑧ 費用の内訳が分かるものの写し（見積明細、請求書内訳票等）
※ア)解体、イ)積込・運搬、ウ)処分に分けて明細を作成してもらうこと。
- ⑨ 家屋等の施工前・施工中・施行後の状況が分かる写真
※解体・撤去するものは、母屋以外も撮影すること。
- ⑩ 振込先口座情報が分かるもの（通帳の写し等）
- ⑪ 撤去処分に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）の写し
（市集積場に持ち込んだ場合は、被災家屋撤去廃棄物搬入書）

【申請受付期間】 平成30年9月5日（水）～平成31年3月29日（金）

【問い合わせ先・申請受付窓口】

高梁市復興対策課 0866-21-0246

36 住宅取得助成事業 ※追加

災害により住宅が被災し、り災証明書の交付を受けた方が、新築するための用地取得や新築工事、中古物件等を購入される場合に助成金を交付します。

【対象となる方】

次のいずれかに該当する方が対象となります。(※年齢は平成30年7月5日現在)

- (1) 15歳以下の子を養育している方
- (2) 40歳以下の方

【特例事項】

- (1) 過去にこの助成金を受けている場合でも申請できます。
- (2) 既に工事着手(完了)している場合でも申請できます。
- (3) 助成金交付決定年度の翌年度以内に事業が完了する工事を対象とします。

【助成金額】

| 区分 | 補助率 | 上限額 | 条件 |
|------|------------|-------|--|
| 用地取得 | 購入代金の10分の1 | 100万円 | ・購入金額が200万円以上であるもの ・既に取得済みの場合は取得から3年以内であるもの |

| | 施工 | 区分 | 助成金 |
|--------------------------|------|--------------------------|--------------------|
| | | 市内業者 | (1) 三世帯同居及び近居による場合 |
| (2) (1)以外で15歳以下の子を養育する場合 | 50万円 | | |
| (3) 上記(1)・(2)以外の場合 | 30万円 | | |
| 住宅新築 | 市外業者 | (1) 三世帯同居及び近居による場合 | 30万円 |
| | | (2) (1)以外で15歳以下の子を養育する場合 | 25万円 |
| | | (3) 上記(1)・(2)以外の場合 | 15万円 |

※三世帯同居とは、15歳以下の子を養育する世帯とその親世帯が同一住宅に居住することをいいます。

※三世帯近居とは、15歳以下の子を養育する世帯とその親世帯が同一小学校区等に住居を有することをいいます。

| 区分 | 補助率 | 区分 | 上限額 |
|-----------------|------------|----------------|-------|
| 住宅購入 (建売・中古) | 購入代金の10分の1 | 15歳以下の子を養育する場合 | 100万円 |
| | | その他の場合 | 50万円 |

【必要な書類】

- 住宅新築：申請書、住民票謄本、工事請負契約書の写し、住宅平面図、着工前の写真(着工中・完了後の写真でも可)、助成世帯確認書、誓約書、り災証明書の写し、用地取得を伴う場合は土地売買契約書など
- 住宅購入：申請書、住民票謄本、売買契約書又は見積書の写し、住宅の全景写真、助成世帯確認書、誓約書、り災証明書の写し

【問い合わせ先】 高梁市住もうよ高梁推進課 0866-21-0282

37 住宅リフォーム助成金 ※追加

災害により住宅が被災し、り災証明書の交付を受けた方が、住宅を改修(修繕)される場合に助成金を交付します。

【対象となる方】

次のいずれかに該当する方が対象となります。(※年齢は平成30年7月5日現在)

- (1) 夫婦いずれかの年齢が40歳以下の世帯(6箇月以内の婚姻予定者を含みます)
- (2) 15歳以下の扶養する子がいる世帯

【特記事項】

- (1) 過去にこの助成金を受けている場合でも申請できます。
- (2) 既に工事着手(完了)している場合でも申請できます。
- (3) 過去に「高梁市定住促進住宅新築助成金」「高梁市住宅リフォーム事業費助成金」、「高梁市定住促進空き家活用助成事業補助金」等の交付を受けていた場合でも申請できます。また、交付金の減額もありません。
- (4) 婚姻後1年未満の申請期限を適用しません。
- (5) 助成金交付決定年度の翌年度以内に事業が完了する工事を対象とします。
- (6) 災害救助法に基づく被災住宅の応急修理制度の適用を受けられた場合は、対象工事費から応急修理制度の適用額を差し引きます。

【対象工事の要件】

次の全ての要件を満たす場合、対象となります。

- (1) 住宅の維持又は機能の向上のための改修や修繕、模様替え、設備改善等の工事
- (2) 市内の建築業者等(個人事業主を含む)が施工する場合
- (3) 100万円(消費税を含む)以上の工事の場合

【助成金額】

工事費の1/10 上限50万円

【必要な書類】

申請書、住民票謄本、実施計画書、誓約書、見積書・設計図等、着工前の状況写真(着工中・完了後の写真でも可)、り災証明書の写し

【問い合わせ先】

高梁市住もうよ高梁推進課 0866-21-0282

38 空き家再生助成金 ※追加

災害により住宅が被災し、り災証明書の交付を受けた方が、空き家情報バンクの登録物件を改修される場合に助成金を交付します。

【対象となる事業】

次の要件をすべて満たす場合に対象となります。

- (1) 賃貸等の契約成立後1年以内に着手すること。
- (2) 工事費が30万円以上であること。
- (3) 賃貸等の契約成立後、3年以上居住すること。
- (4) 市内の建築事業者が施工すること。

【特記事項】

- (1) 過去に同一物件について、この助成金を受けている場合でも申請できます。
- (2) 既に工事着手（完了）している場合でも申請できます。
- (3) 助成金交付決定年度の翌年度以内に事業が完了する工事を対象とします。

【助成金額】

工事費の1/3 上限50万円

【必要な書類】

申請書、住民票謄本、見積書・設計図等、着工前の状況写真（着工中・完了後の写真でも可）、賃貸契約書の写し、誓約書、り災証明書の写し

【問い合わせ先】

高梁市住もうよ高梁推進課 0866-21-0282

39 おかやま水害住宅建築相談窓口

おかやま建築5会まちづくり協議会の建築士相談員が、水害被災住宅の修理や再建に関する皆さまの不安や疑問について、技術的な面から無料で相談を受け付ける専用電話窓口が設置されています。

※工事の設計、見積り、り災証明書に係る被災状況調査、耐震診断等は対象外です。

【電話相談】

- (1) 設置期間 ～平成31年3月末まで（予定）
- (2) 受付時間 平日の9時～17時
- (3) 電話番号 0120-783-719（おかやま水害住宅建築相談 フリーダイヤル）

【現場派遣相談】

希望される方には、建築士相談員が現地でご相談にお答えします。受付は、上記の電話相談にてご依頼ください。※相談員の派遣は受付から1週間程度後になります。

【問い合わせ先】

高梁市まちづくり課 0866-21-0237

40 生活道整備事業補助（災害復旧工事）

平成30年7月豪雨により私道が被災した場合に、災害復旧工事に取り組むことができます。 ※補助の条件を緩和しました。

【補助の条件】 ※交付要綱に規定する要件を全て満たす必要があります。

- (1) 道路の一端が公道に接している
- (2) 道路の幅員が2.0m以上
- (3) 道路の土地所有者および受益関係者が市税を完納していること

【補助対象経費】

申請額または国が定める土木工事標準積算基準書に基づき積算した額のいずれか少ない額

【補助率・限度額】

10分の9以内（限度額300万円）

【提出書類】

- 申請書
- 添付書類（事業計画および収支予算書、事業施行同意書、維持管理等に関する確約書、工事見積書、図面等）
- ※申請書は建設課、西部土木事務所、各地域局に備えてあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

【問い合わせ先】 高梁市建設課 0866-21-0232 / 西部土木事務所 0866-45-4510

41 小規模建設工事助成（災害復旧工事）

市道・河川・赤線（里道）・青線（水路）が被災した場合に、地区で災害復旧工事に取り組むことができます。

【補助対象】

受益者が複数あり、地区の合意に基づくもので、用地、隣地と利害関係人の同意があること。

【助成内容】

小型重機・運搬用車両などの重機借上料に対する助成金の交付および施工に必要な碎石などの材料の支給（限度額50万円）

【提出書類】

- 申請書
- 添付書類（見積書、施工場所・内容の分かる図面）、着手前写真
- ※申請書は建設課、西部土木事務所、各地域局に備えてあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

【問い合わせ先】 高梁市建設課 0866-21-0232 / 西部土木事務所 0866-45-4510

42 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付（住宅資金）

今回の災害により、家財の破損、住宅の全壊、半壊またはこれらに準ずる被害を受けた母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦に対して、住宅資金の貸付等を行います。

【貸付要件】

- (1) 貸付限度額 200万円（特別）
- (2) 償還期間 据置期間6か月後、7年以内（特別）
- (3) 貸付利率 連帯保証人ありの場合 無利子
連帯保証人なしの場合 年1.0%

※据置期間を被災の程度に応じ2年を超えない範囲で延長可能です。

※り災証明書は不要です。

【問い合わせ先】

高梁市こども未来課 0866-21-0288

43 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付（償還期間の猶予）

今回の災害より前に貸付を受けた方が、災害により支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合には、償還金の支払を猶予します。この場合、1年以内償還金の支払猶予期間を設けることができます。またこの猶予期間中の利子はかかりません。

※り災証明書が必要です。

【問い合わせ先】

高梁市こども未来課 0866-21-0288

44 児童扶養手当支給制限の解除

児童扶養手当支給対象者のうち、所得制限により手当の減額または支給停止されている方が、災害により被害を受けた場合に、児童扶養手当の支給制限の適用が解除される場合があります。

【対象となる方】

災害により所有する住宅・家財ごとに、被害金額（保険、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格の概ね2分の1以上の損害を受けた方

※り災証明書は不要です。

【問い合わせ先】

高梁市こども未来課 0866-21-0288

45 幼稚園・保育園・こども園の保育料の減免

今回の災害により、保育料を負担している保護者の住家が甚大な被害を受けられた場合、保育料の減免が受けられます。

【減免の基準】

減免の基準は次のとおりです。

※被害の程度については、り災証明書の判定基準を適用します。

- | | |
|------------------|------|
| (1) 全壊の場合 | 全額免除 |
| (2) 大規模半壊の場合 | 全額免除 |
| (3) 半壊の場合 | 5割減額 |
| (4) 上記に至らない程度の場合 | 3割減額 |

【減免の期間】

り災された日の属する月から平成31年3月31日まで

【必要な書類】

- (1) 平成30年7月豪雨に係る保育料減免申請書
- (2) り災証明書

【申請期間】

り災された日から平成31年3月31日まで

【その他】

すでに減免期間の保育料の全部、または一部を納付されている場合は、その過納分を還付、もしくは未納に係る保育料に充当します。

【問い合わせ先】

高梁市こども未来課 0866-21-0264

46 学童保育保護者負担金の減免

今回の災害により、保護者の住家が甚大な被害を受けられた場合、学童保育保護者負担金の減免が受けられます。

【減免の基準】

減免の基準は次のとおりです。

※被害の程度については、り災証明書の判定基準を適用します。

- | | |
|--------------|------|
| (1) 全壊の場合 | 全額免除 |
| (2) 大規模半壊の場合 | 全額免除 |
| (3) 半壊の場合 | 5割減額 |

【減免の期間】

り災された日の属する月から平成31年3月31日まで

【必要な書類】

- (1) 放課後児童健全育成事業負担金減免申請書
- (2) り災証明書

【申請期間】

り災された日から平成31年3月31日まで

【その他】

すでに減免期間の負担金の全部、または一部を納付されている場合は、その過納分を還付、もしくは未納に係る負担金に充当いたします。

【問い合わせ先】 高梁市こども未来課 0866-21-0264

47 学用品の給与

【対象となる方】

住宅が全壊、流失、半壊または床上浸水による被害により、学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒および高等学校等生徒

※床下浸水は対象となりません。

【支給対象品目】 ※現物支給となります。

①正規の教材（※教科書の支給は終了しました。）

（学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、カスタネット、鍵盤ハーモニカ、たて笛、裁縫用具等）

②文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等）

③通学用品（運動靴、体操着、傘、長靴等）

【申請手続き】

在籍する学校を經由して申請が必要となります。 ※り災証明書が必要

【問い合わせ先】 高梁市教育委員会 学校教育課 0866-21-1508

48 奨学金返還の猶予

被災により、奨学金の返還が困難な場合は返還の猶予をすることができる場合があります。詳しくは奨学金貸付の担当課にお問い合わせください。

【奨学金の種類】

- 高梁市奨学金貸付制度 (担当課：教育総務課)
- 高梁市医学生奨学金 (担当課：医療連携課)
- 高梁市看護師等養成奨学金 (担当課：医療連携課)
- 高梁市介護福祉士養成奨学金 (担当課：介護保険課)
- 高梁市保育士養成奨学金 (担当課：こども未来課)

【問い合わせ先】

- 高梁市教育委員会 教育総務課 0866-21-1500
- 高梁市医療連携課 0866-21-0304
- 高梁市介護保険課 0866-21-0299
- 高梁市こども未来課 0866-21-0264

49 事業者向けり災証明書の交付

高梁市で、店舗・事務所・工場等が浸水し、り災した事業者の方で、「り災証明」が必要な方に証明書を交付します。

【必要な書類等】

- り災証明願（事業者用）
- 委任状
- 被害状況のわかる写真
- り災した事業所等の代表者の印 ※災害により印鑑がない場合は不要です。

【申請受付窓口】

高梁市産業観光課【高梁市松原通 2043 電話 0866-21-0229】

【証明書の発行について】

証明書は、原則、即日交付します。

※被害状況が分からない場合は、現地確認等の被害認定調査後に交付します。

【問い合わせ先】

高梁市産業観光課 0866-21-0229

50 事業者災害見舞金の支給 ※修正

災害により被害を受けた事業者に対して災害見舞金（1万円）の支給を予定していましたが、事業所等被害に対する義援金の配分を予定しているため、災害義援金（5万円）として配分します。

【問い合わせ先】

高梁市産業観光課 0866-21-0229

51 岡山県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）

平成30年7月豪雨による災害のため、甚大な被害を受けた地域において、中小企業等グループが、復興事業計画に基づき、「産業活力の復活」「被災地域の復興」「コミュニティの再生」「雇用の維持」等に重要な役割を果たすと見込まれる場合において、その事業に要する経費の一部を国と県が補助することにより、被災地域の復旧および復興を促進することを目的とする。

【対象者】

平成30年7月豪雨により被害を受けた以下の者

- ・ 中小企業者
- ・ 中小企業事業協同組合等

※あらかじめグループを形成して「復興事業計画」を策定することが必要

※交付決定前に行った事業についても補助対象とすることが可能です。

【対象費目】

施設、設備の復旧費用等

（資材・工事費、設備調達や移転設置費、取り壊し、除去費、整地、排土費を含む）

【補助率・上限額】

- ・ 補助率 中小企業者等：4分の3以内（国2分の1、県4分の1）
中堅企業等：2分の1以内（国3分の1、県6分の1）
- ・ 上限額 15億円

【問い合わせ先】

高梁商工会議所 0866-22-2091

備北商工会 0866-42-2412

52 被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者「持続化補助金」）

小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって経営計画を策定し、販路開拓などの事業再建に取り組む費用を支援します。

【対象者】

平成30年7月豪雨により影響を受けた小規模事業者（間接被害を含む）

※商工会・商工会議所の支援を受けて事業再建に取り組む者

※交付決定前に行った事業についても補助対象とすることが可能です。

【対象費目】

機械装置等費、車両購入費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、設備廃棄等費、外注費

【補助率・上限額】

補助率 3分の2以内（別途、岡山県から12分の1の補助あり：計4分の3）

上限額 200万円（別途、岡山県から上限25万円の補助あり：計225万円）

【問い合わせ先】

高梁商工会議所 0866-22-2091

備北商工会 0866-42-2412

53 高梁市中小企業等再建補助金

平成30年7月豪雨災害により、事業の継続が困難な状況にある中小企業者等に対して、早期の事業再開および事業の継続を支援するため、施設整備の原状回復に係る経費について助成を行うものです。

【対象者】

市内に住所を有する個人事業者または市内に主たる事業所、もしくは事務所を有する法人（大企業を除く）

※大規模災害に係る国、地方自治体等から公的な補助金等の交付を受けていない者

【対象経費】

補助事業の実施に直接必要な経費（15万円以上）

- ・建物等の修繕に係る経費
- ・建物等に付属する設備の修繕、更新等に係る経費
- ・機械装置（付属の工具備品を含む）または備品の修繕、または購入に係る経費
- ・その他市長が必要と認める経費

【補助率・上限額】

補助率 補助対象経費の3分の1以内

上限額 30万円

【問い合わせ先】

高梁市産業観光課 0866-21-0229

54 セーフティネット保証4号の適用（災害関連）

災害により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行うものです。

【認定の要件】

- (1) 高梁市において1年以上継続して事業を行っていること。
- (2) 平成30年7月豪雨の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が災害等発生直前の同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が災害等発生直前の同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

【融資の流れ】

対象となる中小企業の方は、産業観光課の窓口で「認定申請書」と「その事実を証明する書面等」を添付して提出し、認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関、または保証協会に対して、保証付き融資をお申し込みください。

※本認定とは別に金融機関および保証協会による金融上の審査があります。

【必要な書類】

- 【1】 認定申請書 2部
- 【2】 売上高等比較表
- 【3】 高梁市内において1年間以上継続して事業を行っていることを証する書類
- 【4】 売上高の減少が分かる書類
- 【5】 社外の代理人による申請の場合は委任状

【問い合わせ先】

高梁市産業観光課 0866-21-0229

55 岡山県危機対策資金

平成30年7月豪雨災害により影響を受けた中小企業者向け融資として、国がセーフティネット保証4号の対象地域に指定した市町村において利用できる資金(危機関連)と、県下全市町村において被災した中小企業者が利用できる資金(知事特認)を設けています。

【対象者】

危機関連：平成30年7月豪雨の影響で売上高等が前年同月比20%以上減少しており、市町村長からセーフティネット4号に該当する旨の認定を受けた中小企業者

知事特認：平成30年7月豪雨災害により被害を受け、所在市町村長から災証明を受けた中小企業者

【資金使途】

危機関連：経営の維持および安定のために必要な運転資金および設備資金

知事特認：災害の復旧に要する運転資金および設備資金

【融資利率】

年1.15%以内

【融資限度額】

8,000万円(危機対策資金全体の合計)

【貸付期間】

10年以内(うち据置期間2年以内)

【保証料率】

無料(県負担および岡山県信用保証協会の独自割引による)

【問い合わせ先】

岡山県経営支援課 086-226-7361

56 災害復旧貸付

災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の災害復旧に必要な設備資金および長期運転資金を別枠の限度額で融資を行うものです。

【対象者】

災害により被害を被った中小企業・小規模事業者

【金利】（平成30年6月13日現在、貸付期間5年の場合）

中小企業事業 基準利率1.16%

国民生活事業 基準利率（災害貸付）1.36%

【貸付限度額】

中小企業事業 別枠で1億5,000万円（代理貸付：7,500万円）

国民生活事業 各貸付制度の上限額に上乗せ3,000万円（代理貸付：1,500万円）

【貸付期間】

中小企業事業 設備15年以内・運転10年以内（据置期間2年以内）

国民生活事業 適用する各貸付制度の貸付期間に準ずる

※普通貸付を適用した場合は10年以内（据置期間2年以内）

【平成30年7月豪雨災害による特例措置】

平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨および暴風による災害により被害を受けた事業所または主要な事業用資産について、全壊、流出、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたものは下記の特別措置が適用されます。

①利率：融資後3年間、「災害復旧貸付」の利率を0.9%引下げ

②利率引下げ適用の限度額：1千万円（中小企業団体にあつては3千万円）

【担保条件】

直接貸付、代理貸付ともに、弾力的に取り扱います。

【問い合わせ先】

中小企業事業……日本政策金融公庫岡山支店 086-222-7666

国民生活事業……日本政策金融公庫倉敷支店 086-425-8401

57 平成30年7月豪雨災害対策 中小企業融資利子補給金交付事業

平成30年7月豪雨災害により被災された中小企業者の復興支援を図るため、岡山県等の融資を利用した方へ利子の補給を行います。

【対象者】

市内で事業を行い、かつ、市内に住所を有する個人事業者または市内に主たる事業所若しくは事務所を有する法人

【利子補給の対象融資】

平成30年7月5日から平成31年1月31日までに受けた次の融資とします。

- ・岡山県危機対策資金（危機関連および知事特認）
- ・日本政策金融公庫（災害復旧貸付）
- ・商工組合中央金庫（災害復旧貸付）

【利子補給の額】

利子補給率 1. 0%以内

利子補給対象融資限度額 1企業3,000万円

【利子補給の対象期間】

利子補給対象期間 利子払込開始月から3年間

【問い合わせ先】

高梁市産業観光課 0866-21-0229

58 雇用保険支給の特例

被災区域の事業所の労働者が、災害により離職した場合に雇用保険の失業給付を受給できる特例措置があります。

【内容】

事業所が、休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

【対象となる方】

雇用保険に6か月以上加入している方

【問い合わせ先】

ハローワーク高梁 0866-22-2291

59 雇用調整助成金の特例

災害に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業や教育訓練などを行うなど、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成する国の制度です。

【特例の対象となる事業主】

災害に伴う経済上の理由により休業等を余儀なくされた事業所の事業主

【特例措置（要件緩和等）】

- (1) 生産指標の確認期間が「3か月」から「1か月」へ短縮されます。
- (2) 豪雨発生時に起業後1年未満の事業主についても、助成対象となります。
- (3) 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象となります。
- (4) 休業を実施した場合の助成率を、中小企業「3分の2」から「5分の4」、大企業「2分の1」から「3分の2」へ引き上げます。
- (5) 支給限度日数を「1年間100日」から「1年間300日」へ引き上げます。
- (6) 雇用保険被保険者期間が6か月未満の労働者も対象となります。
- (7) 受給制限を廃止します。

【計画届の提出時期の適用】

休業などに係る計画届は事前の提出が必要ですが、平成30年10月16日までに提出があったものについては、休業などの前に提出されたものとします。

【問い合わせ先】

ハローワーク高梁 0866-22-2291

60 高梁市雇用安定助成金

市内における雇用の安定、維持を図るため、被災などによる企業収益の悪化から生産が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業者に対し、国の雇用調整助成金に上乘せして助成するものです。

【対象者】

国の雇用調整助成金の交付決定を受けた、高梁市内に事業所（事務所）を有する法人または個人事業者

【助成額】

国の雇用調整助成金のうち休業に係る交付決定額の3%以内

【助成期間】

国の雇用調整助成金の交付決定ごと、6判定基礎期間まで

【問い合わせ先】

高梁市産業観光課 0866-21-0229

61 豪雨災害で被害を受けた事業者に対する特別相談窓口

豪雨災害を受けた中小企業・小規模事業者の皆さまを対象に、災害復旧のための特別相談窓口を開設しています。

- (1) 高梁商工会議所（高梁市南町16-2） 電話 0866-22-2091
【相談内容】被災事業者への支援（経営安定相談、各種施策活用、取引支援など）
- (2) 備北商工会（本所：高梁市成羽町下原432-1） 電話 0866-42-2412
【相談内容】被災事業者への支援（経営安定相談、各種施策活用、取引支援など）
- (3) 高梁市役所産業観光課（高梁市松原通2043） 電話 0866-21-0229
【相談内容】「り災証明」が必要な方への証明書の発行
- (4) 岡山県信用保証協会倉敷支所（倉敷市大島54番地2） 電話 086-425-3103
【相談内容】金融・取引環境の変化による経営の安定化など
- (5) 日本政策金融公庫倉敷支店（倉敷市幸町1-40） 電話 086-425-8401
【相談内容】災害復旧貸付、各種融資や返済についての相談など
- (6) 岡山県中小企業支援センター（岡山市北区芳賀5301） 電話 086-286-9626
【相談内容】中小企業からの経営、金融、下請取引など経営全般の相談など
- (7) 岡山県よろず支援拠点（岡山市北区芳賀5301） 電話 086-286-9667
【相談内容】融資制度や経営支援の相談など
- (8) ハローワーク高梁（高梁市段町1004-13） 電話 0866-22-2291
【相談内容】雇用調整助成金、事業主・労働者等からの労働関係各種相談など
- (9) 新見労働基準監督署（新見市新見811-1） 電話 0867-72-1136
【相談内容】事業主・労働者等からの労働関係各種相談など
- (10) 岡山県社会保険労務士会（岡山市北区野田屋町2-11-13） 電話 086-226-0164
【相談内容】労働関連法令に基づく各種手続きなど

62 農林業関係者の「被災証明書」について

平成30年7月豪雨災害により農林業用の生産および加工に必要な施設（ハウス、果樹棚等）、生産および加工に必要な機械等が被害を受けた農林業事業者に対し、申請に基づき「被災証明書」を発行します。

【対象となるもの】

- 農林業用の生産および加工に必要な施設（果樹棚、ハウス、農機具倉庫等）
- 農林業用の生産および加工に必要な機械（コンバイン、トラクター、乾燥機等）

【必要な書類等】

- 申請者本人、3親等以内の親族および代表者以外の方が来られる場合は委任状
- 被害写真（申請者にて撮影、被害状況のわかるもの、全景、近景）
- 位置図
- 来られる方の本人確認書類（免許証・保険証など）
- 印鑑

【申請受付窓口】

- | | |
|--------------|-----------------|
| ○ 産業経済部農林課 | 電話 0866-21-0223 |
| ○ 有漢地域局 | 電話 0866-57-3200 |
| ○ 成羽地域局 | 電話 0866-42-3211 |
| ○ 川上地域局 | 電話 0866-48-2200 |
| ○ 備中地域局 | 電話 0866-45-2211 |
| ○ 津川地域市民センター | 電話 0866-22-2169 |
| ○ 川面地域市民センター | 電話 0866-26-0001 |
| ○ 巨瀬地域市民センター | 電話 0866-25-0001 |
| ○ 中井地域市民センター | 電話 0866-28-2001 |
| ○ 玉川地域市民センター | 電話 0866-22-2901 |
| ○ 宇治地域市民センター | 電話 0866-29-2001 |
| ○ 松原地域市民センター | 電話 0866-26-1001 |
| ○ 高倉地域市民センター | 電話 0866-26-0059 |
| ○ 落合地域市民センター | 電話 0866-22-2932 |

【被災証明書の発行】

- 被災証明書は農林課で発行します。
- 内容が不明確な場合は、必要に応じて現地調査します。

【問い合わせ先】

高梁市産業経済部農林課（農業振興係） 0866-21-0223

農林業関係

63 農地・農業用施設災害復旧工事

農地・農業用施設（農道・水路など）が被災した場合に、災害復旧工事に取り組むことができます。

【対象】

- ・農地は耕作されているものであること。
- ・農業用施設は受益戸数が2戸以上のものに限られます。

【自己負担】

復旧工事費の一部をご負担いただきます。

【問い合わせ先】 高梁市農林課（耕地整備係） 0866-21-0222

64 林地災害復旧工事

林地が被災した場合に、災害復旧工事に取り組むことができます。

【対象】

- ・地域森林計画区域内の林地に限られます。
- ・保全対象（人家、公共施設など）が2戸以上に限られます。

【自己負担】

復旧工事費の一部をご負担いただきます。

【問い合わせ先】 高梁市農林課（林業振興係） 0866-21-0225

65 農林漁業セーフティネット資金

【貸付条件】

○貸付限度額

（一般）600万円以内

（特認）年間経営費等の1/2分の3、または粗収益の1/2分の3に相当するいずれか低い額

○融資期間：10年以内

○据置期間：3年以内

※農業者関係については、対象が認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等に限られます。

※り災証明書が必要です。

【問い合わせ先】

農業関係……ひほく農業協同組合信用課 0866-22-4556

林業関係……(株)日本政策金融公庫 岡山支店 086-232-3612

66 農林漁業施設資金（災害復旧施設）

【貸付条件】

- 貸付限度額：負担額の80%、または1施設当たり300万円
（特例：1施設あたり600万円）のいずれか低い額
- 融資期間：15年以内
- 据置期間：3年以内
- ※農業関係については、対象が認定農業者、認定新規就農者等に限られます。
- ※り災証明書が必要です。

【問い合わせ先】

- 農業関係……びほく農業協同組合信用課 0866-22-4556
- 林業関係……㈱日本政策金融公庫 岡山支店 086-232-3612

67 農業共済の補償

水稻などの農業共済に加入している方や建物共済の総合共済に加入している方で、一定の減収被害を受けた方や建物、園芸施設（ビニールハウスなど）に被害を受けた方は、共済金を受け取ることができます。詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ先】

- 高粱地域事務組合農業共済センター 0866-21-0350

68 災害時の健康管理について

【食事について】

- 食事はできるだけ早く食べるようにしましょう。
 - ※昼に出された食事を夜まで取っておかないようにしてください。また、すぐに食べない場合は冷蔵庫に入れるなど、温度管理に気を付けましょう。
- 食事前に手指をきれいにして食べましょう（アルコール消毒などが有効です。）
- 飲み物の開封後は、その日のうちに飲みましょう。
 - ※菌がいるかどうかは、見た目や匂いではわからないため注意しましょう。

【復旧作業をするときは】

- 家の片付けなどの作業を行うとき、マスクを着用しましょう。
 - ※災害時は粉じんがでたり、ほこりが舞うためそのまま作業するのは危険です。
- 消石灰を使用するときは、目に入らないように十分注意しましょう。

【問い合わせ先】

健康づくり課 0866-21-0228

備北保健所 0866-21-2835

69 こころの健康相談

災害の後は、これまでの日常では感じたことのなかったような気持ちになったり、体の変調を経験することがあります。（※例えば「眠れない」「イライラする」「誰とも話す気になれない」「身体の調子が悪い」「あときの光景が何度も思い浮かぶ」など）
自分でうまく気分のコントロールができない場合は、気軽に相談してください。

【災害時のこころの電話相談窓口】

- 高梁市健康づくり課 <月～金曜日：8時30分～17時15分> 0866-21-0228
- 備北保健所 備北保健課 <月～金曜日：8時30分～17時15分> 0866-21-2836
- こころの医療たいようの丘ホスピタル <月～金曜日：9時30分～16時30分>
0866-22-2217
- たかはし あんしんでんわ <年中無休：24時間対応> 0120-778-553（通話料無料）
- 岡山県精神保健福祉センター心の相談窓口<月～金曜日：9時～16時> 086-201-0850

70 災害で運転免許証をなくされたり破損された方の再交付手続き

平成30年7月豪雨により被災された方は無料で運転免許証の再交付が出来ます。被災された方のうち、既に再交付手続きを終えられた方は、支払い済みの手数料が還付(返金)されます。(該当の方には別途、連絡があります。)

【再交付に必要なもの】

- ・手数料免除申請書(様式は受付窓口に用意されています。)
- ・り災証明書の写しまたは申立書(様式は受付窓口に用意されています。)
- ・本人が確認できる物等(ない場合は個別に聴取されます。)

【問い合わせ先】

| | | |
|---------|-------|--------------|
| 岡山県警察本部 | 運転免許課 | 086-724-2200 |
| 高梁警察署 | 交通課 | 0866-22-0110 |

71 運転免許証の有効期間の延長

平成30年7月豪雨により被災した地域において、運転免許証の有効期間の末日が平成30年6月28日から11月29日までの方は、有効期間が延長され11月30日まで有効となります。(※11月30日までに更新手続きをしてください)

【問い合わせ先】

| | | |
|---------|-------|--------------|
| 岡山県警察本部 | 運転免許課 | 086-724-2200 |
| 高梁警察署 | 交通課 | 0866-22-0110 |

72 各種法律関係相談窓口

今回の豪雨により被害を受けた方の生活再建にご利用いただける窓口があります。

○岡山弁護士会所属の弁護士との電話による相談ができます。

平成30年9月30日まで実施 12時～16時(土・日・祝を含む)

電話 0120-888-769(災害法律相談無料電話相談ダイヤル)

○岡山弁護士会所属の弁護士との面談による相談が無料(災害関連と交通事故のみ)ができます。面談時間は40分以内です。

予約受付時間は平日9時～17時(祝日除く)

電話 086-234-5888(法律相談センター予約専用ダイヤル)

○生活支援情報のご案内をしています。

受付時間は8時30分～17時15分(土・日・祝を含む)

電話 0800-300-2100(総務省行政相談センターダイヤル)

73 電気料金等に関する特別措置

この度の災害により、家屋損壊などの被害に遭われた方で、中国電力に申し出られた方については、次のような特別措置があります。詳しくは中国電力へお問い合わせください。

【特別措置の内容】

- | | |
|---------------|---------------|
| ○電気料金の支払期日の延長 | ○不使用月の電気料金の免除 |
| ○工事費負担金の免除 | ○臨時工事費の免除 |
| ○基本料金の一部免除 | ○諸工料の免除 |

【問い合わせ先】

中国電力 高梁セールスセンター フリーダイヤル 0120-413-823

74 自然災害を補償する損害保険について

自然災害を補償する損害保険について、一般社団法人日本損害保険協会が、契約内容の確認などの相談を受け付けています。また、自然災害等損保契約照会センターでは、災害救助法が適用された地域で、家屋等の流失・焼失等により損害保険会社との保険契約に関する手掛かりを失った方について、損害保険の契約有無のご照会を受け付けています。

【自然災害等損保契約照会センター】

TEL：0120-501331

受付時間 9時15分～17時（月～金）（祝日・休日および12月30日～1月4日をのぞく）

【問い合わせ先】

一般社団法人 日本損害保険協会 相談窓口

○そんぽADRセンター TEL：0570-022808（ナビダイヤル：通話料有料）

75 被災ローン減免制度

平成30年7月豪雨の影響により、住宅ローン等を借りている個人や事業性ローンを借りている個人事業主の方が、ローンの支払が困難となった場合、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用し、一定の要件を満たすことにより、災害前のローンの減額や免除を受けることができます。

詳しくは、ローン借入先の各金融機関等にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

岡山弁護士会 086-223-4401（平日9時～17時）

76 NHK放送受信料の免除について

「平成30年台風第7号および前線等に伴う大雨による災害」において、被害を受けられた場合は、NHKの放送受信料が免除されます。

詳しい内容等については、NHKにお問い合わせください。

【免除の範囲】

- (1) 災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼または床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約
- (2) 災害対策基本法に基づく避難の勧告、指示または退去命令を継続して1か月以上受けている方の放送受信契約

【免除の期間】

平成30年7月から平成30年12月まで（6か月間）

【免除の手続き】

- NHKによる調査、または放送受信契約をされている方からの届けにより、免除対象者が確定されます。 ※り災証明書（写し）が必要です。
- 免除が適用される期間の放送受信料について、前払い等によりすでにお支払いいただいている場合は、お支払い済み分を免除期間終了後のご請求分に充当させていただきます。（返金を希望される場合は、NHKまでご連絡ください）

【問い合わせ先】

日本放送協会（NHK）のナビダイヤル 0570-077-077

（9時～20時 土・日・祝日も受付）

※IP電話・光電話やマイライン等をご利用でナビダイヤルが繋がらない場合は、050-3786-5003（有料 9時～20時 土・日・祝日も受付）をご利用ください。